

# 議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和元年10月11日(金)  
午後3時24分～午後3時32分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名  
委員長 長南良彦 副委員長 大久保主計  
委員 菅原和子 委員 吉田良  
委員 小野寺美穂 委員 山田龍太郎
- 4 委員外議員 2名  
議長 丹野政喜 副議長 菊地忍
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 相澤幸也  
次 長 加藤勤  
主幹兼議事調査係長 川上真理子
- 7 協議事項  
付議事件  
(1) 議長の諮問に関する事項について  
① 政策等の形成過程の説明要請について

午後 3 時 2 4 分 開会

○委員長（長南良彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

政策等の形成過程の説明要請についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。川上係長。

○書記（川上真理子） 政策等の形成過程の説明要請について御説明いたします。

次第書の1ページ、（1）をごらん願います。

議長の諮問内容は、名取市議会基本条例第14条に基づき、市長に対し政策等の形成過程の説明を求めることについてお諮りするものです。

議会基本条例第14条は「議会は、市長等が実施しようとする政策、計画、施策及び事業等であって市民生活に重要な影響があるものについて、議会における審議又は審査の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項により説明を求めることができるものとする」とし、（1）から（7）まで列挙しています。

また、政策等の形成過程の説明については、先に実施した議会基本条例の評価及び検証において、第14条の課題等を整理しております。

資料1をごらん願います。

第14条にかかる課題等として、資料の中ほどに灰色で着色した部分ですが、「市長に政策等の形成過程の説明を求めることができるとされているが、事前に執行部からの情報提供がないと説明を求められない。理解を深めるためにも、事前の情報提供により説明を求めることができるよう、執行部

に申し入れが必要。」としております。

また、議会基本条例実施計画でも、今後の方策を「重要施策に対する説明要求の実施」と整理したところです。

次に、次第書の（１）、①から⑥までをごらん願います。

次第書の①です。説明を求める政策等は「会計年度任用職員制度の概要について」です。

なお、会計年度任用職員制度については、今後、市長より議員協議会の開催要請がある旨伺っておりますが、執行部からはその前段として、まず制度の概要について議員各位に対し説明する場を設けることについて、提案があったことについてもあわせて報告いたします。

次に、②説明を受ける会議等は、議員全体会議とするものです。本件につきましては、スケジュール等勘案し、既に開催を予定していた議員全体会議において説明を受けることとするものです。

なお、議会基本条例第14条は、説明を受けるべき会議について明記しておりませんので、今後同様の事案があった場合は、事案に応じて説明を受ける会議等についても議会運営委員会で協議することとなります。

次に、③日時は令和元年10月23日水曜日、午後1時開会とします。

次に、④場所は議員協議会室です。

次に、⑤進め方については、担当部長等より制度の概要について説明を受けることといたします。質疑は行わないこととします。

今回は制度に関する説明としております。本市の対応や取り組み等については、今後開催を予定する議員協議会で説明がある予定ですので、質疑や確認等については、議員協議会でお受けすることといたします。

最後にその他です。

例年、議会懇談会の開催に当たり、議員全体会議を開催し、開催概要や共通テーマに係る説明内容について協議を行っております。令和元年度は、ただいま御説明いたしました、10月23日の議員全体会議で同様の協議を行う予定としております。

当日は、まず議会懇談会について協議を行い、次に会計年度任用職員制度の概要についての説明を受けることとするものです。

政策等の形成過程の説明要請について、説明は以上です。

○委員長（長南良彦） ただいま、政策等の形成過程の説明要請について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 2 9 分 休憩

---

午後 3 時 3 0 分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

それでは、お諮りいたします。

政策等の形成過程の説明要請については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、政策等の形成過程の説明要請については、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3 時 3 2 分 散会

令和元年 1 0 月 1 1 日

議会運営委員会

委員長 長 南 良 彦